

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【公開番号】特開2016-10517(P2016-10517A)

【公開日】平成28年1月21日(2016.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-005

【出願番号】特願2014-133411(P2014-133411)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/496 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/514 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 U

A 4 1 B 13/02 F

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月30日(2016.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

互いに直交する縦方向及び横方向と、肌対向面及び非肌対向面とを有し、前後ウエスト域の一方である第1ウエスト域と、それらの他方である第2ウエスト域と、前記第1ウエスト域と前記第2ウエスト域との間に位置するクロッチ域と、前記第1及び第2ウエスト域と前記クロッチ域とのうち、少なくとも前記クロッチ域に位置する吸液性コアとを含む着用物品において、

前記第1ウエスト域は、前記非肌対向面側に位置する外層シートと、前記外層シートよりも内側に位置する内層シートと、前記内外層シート間に配置され、前記外層シートの前記非肌対向面側から視認可能な装飾要素を有する中間シートとを含み、

前記外層シートは、捲縮した複合纖維からなる不織布であって、

前記内層シートの白色度は、前記外層シートの白色度よりも高いことを特徴とする着用物品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記外層シートは弾性的に非伸縮性であって、前記内層シートは、前記外層シートに伸長状態で取り付けられた弾性的に伸縮可能な伸縮性シートである請求項1～3のいずれかに記載の着用物品。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

前記外層シートは、前記複合繊維が熱圧着により互いに溶着された状態にある溶着部を有する請求項1～5のいずれかに記載の着用物品。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記外層シートは、酸化チタンの含有量が0.1質量%以下である請求項1～6のいずれかに記載の着用物品。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

内層シート21，22は、外層シート23，24よりも高い白色度を有する。具体的には、内層シート21，22は、酸化チタンの含有量が0.1質量%以上であって、白色度が45～55であり、外層シート23，24は、酸化チタンの含有量が0.1質量%以下、好ましくは0.0質量%であって、白色度が40～50である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

<吸収シャーシ>

図2及び3を参照すると、吸収シャーシ12は、前後ウエストパネル16，17に取り付けられた前後端部12A，12Bと、前後端部12A，12Bの間に位置する中間部12Cとを有しており、少なくともクロッチ域15において縦方向Yへ延びる吸液性コア43と、吸液性コア43の肌対向面側に位置する親水性の繊維不織布から形成されたトップシート44と、吸液性コア43の非肌対向面側に位置する疎水性又は難透液性の繊維不織布から形成されたバックシート45と、吸液性コア43とバックシート45との間に配置された、少なくとも吸液性コア43のバックシート45と対向する面全体を被覆する大きさを有する不透液性の防漏シート46とを含む。トップシート44とバックシート45には、SMS繊維不織布やスパンボンド不織布等の各種公知の繊維不織布を用いることができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

記述のとおり、おむつ10の前後ウエスト域13，14において、中間シート51，52は、内外層シート21～24の間であって、外層シート23，24の非肌対向面側に接合されており、内層シート21，22の白色度は、外層シート23，24のそれよりも高いため、白色度が低い外層シート23，24を通して装飾要素53を視認することができ、その結果、装飾要素53の視認性を高めることができる。かかる効果を得るために、外層シート23，24における酸化チタンの含有量を約0.1質量%以下にし、内層シート21，22における酸化チタンの含有量を約0.1質量%以上にすることが好ましい。ま

た、中間シート51，52の非配置領域となる前後ウエスト域13，14の両側部13B，14Bでは、外層シート23，24と白色度が比較的に高い内層シート21，22とが積層されることによって、着用者の肌が透視されることを抑えることができる。両側部13B，14Bにおける白色度は、55以上であることが好ましく、白色度をこのような値にすることことで肌の透視を確実に抑えることができる。さらに、両側部13B，14Bにおいて白色度が55～70の範囲内であることが好ましい。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

また、外層シート23，24における酸化チタンの含有量を約0.1質量%以下とすることによって、中間シート51，52と外層シート23，24とを一層密着させることができ、その結果、装飾要素53の視認性を向上させることができる。つまり、酸化チタンの含有量が比較的に多い場合には、外層シート23，24を形成する不織布の表面に凹凸が形成され、中間シート51，52との密着性が低下するおそれがある。一方、本実施形態のおむつ10では、酸化チタンの含有量を約0.1質量%以下とすることによって、不織布の表面を平滑にし、中間シート51，52との密着性を向上させることができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

上記段落0036に開示した本発明は、少なくとも下記の実施の態様を含むことができる。

(1) 第1ウエスト域13は、吸液性コア43が配置される中央部13Aと、横方向Xにおいて中央部13Aの外側に位置する両側部13Bとを有し、両側部13Bの白色度は、55以上である。

(2) 外層シート23は、単位面積当たりの質量が20～30g/m<sup>2</sup>、纖度が1.0～8.0dtex、厚さ寸法が0.15～1.5mm、白色度が40～50である。

(3) 外層シート23は弾性的に非伸縮性であって、内層シート21は、外層シート23に伸長状態で取り付けられた弾性的に伸縮可能な伸縮性シートである。

(4) 外層シート23と中間シート51とは、中間シート51の全域に亘って塗布された接着手段61を介して接合され、接着手段61が塗布された領域は、中間シート51の全面積の4%以上である。

(5) 外層シート23は、前記複合纖維が熱圧着により互いに溶着された状態にある溶着部75を有する。

(6) 前記外層シートは、酸化チタンの含有量が0.1質量%以下である。